

第12回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年12月5日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和4年12月5日（月） 午後3時00分
吾妻町ふるさと会館2階研修室1
- 3 閉会日時 令和4年12月5日（月） 午後4時40分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 松尾 茂敏	3番 田島 真一	4番 池田 兼三	5番 山崎 正典
6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美	9番 徳永 玉義
10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博
14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治
18番 林田 剛	19番 馬場 保		

(2)欠席者（1名）

2番 内田 弘幸

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	藤吉 文女
参事補	酒井 伸也
主 事	山内 将平

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第66号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第67号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第69号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第70号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第7 議案第71号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第8 報告第13号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について
- (2) 標準小作料の算定に係る米価の判断について
- (3) 意見書について

8 その他

午後 3 時 00 分開会

○事務局長（増富 浩彦君） 皆さん、こんにちは。令和 4 年の最後の総会となりました。

議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

また、農地法第 3 条の申請では本田委員が、基盤強化促進法では鶴崎委員が関係者ですので、議事に参与することはできませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等のための発言は差し支えありません。また、他の案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

本日は、内田委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第 27 条第 3 項の規定による過半数に達しております。会長、開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、改めまして、こんにちは。師走の忙しい中、農作業のまた忙しい中にご参集頂きましてありがとうございます。深く御礼申し上げます。

それでは、着座にて総会のほうを進めさせていただきます。

ただいまから、令和 4 年第 12 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第 12 条の規定により、17 番、小筏正治委員、18 番、林田剛委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 66 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 8、報告第 13 号、非農地通知の発出についてまでの議案 6 件、報告 1 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 66 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 2 ページを御覧ください。

[議案第66号の朗読]

議案書3ページ、資料は別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、申請番号39番から41番です。

39番から41番は、耕作できないため譲り渡す案件です。

申請番号39番から41番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号39番から41番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号42番から45番です。

42番から44番は、耕作利便のため、45番は、娘の夫に譲り渡す案件です。

45番は、農地を取得するための許可条件の一つである耕作面積が下限面積の5反に達していませんが、農地法施行令第2条第3項第1号に例外的に許可できる条件として、権利の取得後における耕作の事業が草花などの栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められることとなっております。今回の案件は、ハウスでキュウリを耕作されているということで、これに該当するものと思われる。

申請番号42番から45番について、現時調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号42番から45番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号46番です。

46番は、後継者である娘に譲り渡す案件です。

申請番号46番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号46番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、本田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退出をお願いします。

〔6番 本田委員 退室〕

○議長（馬場 保君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第66号、申請番号39番から46番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、本田委員の入室を求めます。

〔6番 本田委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第3、議案第67号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第67号の朗読〕

議案書、6ページ、申請番号は24番です。詳しくは、別添を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、申請番号24番です。

24番は、農家住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第1種農地と判断いたしました。しかし、既存の集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われれます。

申請番号24番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号24番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第67号、申請番号24番は、申請とおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請とおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第68号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号46番から57番まで12件の申請がっております。詳しくは、別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、申請番号46番です。

46番は、進入路用地への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあり、生産性が低いことから、第2種農地と判断しました。

申請番号46番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号46番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号47番から54番です。

47番は、一般個人住宅への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の農地の集

団にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続しているため、例外的に許可できる案件と思われます。

48番は、簡易牛舎用地への追認申請です。申請地は、農振内で、10ヘクタール以上の農地の集団であるため、第1種農地と判断しました。建設当初は稲わら置場の予定でしたが、新規就農者である申請者が他の人の牛舎を借りる予定であったのが駄目になり、緊急で子牛を入れる場所が必要になったそうです。農業用施設のため、簡易手続相当の違反案件と思われます。3年間の一時転用として申請し、転用期間が終わった後は復元の予定のため、今回、農振除外はされていません。

49番は、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続しているため、例外的に許可できる案件と思われます。

50番も、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

51番は、共同住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、高規格道路入り口から300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

52番と53番は、譲渡人が同一人の特定建築条件つき売買予定地の転用申請です。申請地は、農振白地、愛野支所から300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。

54番は、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号47番から54番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、47番から54番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 意味をちょっと聞きたかですけど、用悪水路ってどがんもんですか。

○議長（馬場 保君） 何番ですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 17ページ、用悪水路ってどこが言えるかなと思って。

○事務局（藤吉 文女君） 普通の水路と違って、あまり使用されていない水路のときに用悪というのがつくようです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 初めて聞く、どがん水路やろうと。よかです。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） 18番、林田です。

申請番号の51番ですが、資料のほうに経過報告書が添付してありますが、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。

林田委員さんがおっしゃっているのは、別添2の55ページの誓約書のことだと。（発言する者あり）経過報告書ですか。

転用者から水利組合長にお話をしたところ、会うことは拒否されたということでございますが、その後話し合いを重ね、転用者が水路の掃除のときは声をかけてもらってから自分も掃除に参加するというので、話がまとまったようです。

○議長（馬場 保君） いいですか。林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） 一応、その地権者というか、経過報告書の水路の件については話し合いができたということでいいですか。

○事務局（藤吉 文女君） そうです。

○委員（18番 林田 剛君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。（発言する者あり）森崎委員、もう一回詳しく聞かせて。

○委員（15番 森崎 茂徳君） その水路組合が拒否さしたということは、あとは水源はどこなんですか、農業委員会では。

○議長（馬場 保君） 事務局のほうからよかですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局から。

その後、水利組合との話は調整はできています。この申請書ば受け取る時点での経過報告書ば載せとるもんやけ、そこは後々もめないようにということで、両方に話をして、今はもうまとまるととという形です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会、草野です。

西部調査会関係分は、申請番号55番から57番です。

申請番号55号は、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、千々石支所から500メートル以内の区域にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号56番と57番は、隣接地で譲渡人が同一人です。駐車場用地と住宅用地への転用を申請されています。申請地は、農振白地、南串山支所からおおむね500メートルの区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号55番から57番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題がありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、55番から57番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第68号、申請番号46番から57番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第69号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第69号の朗読〕

議案書13ページ、整理番号1番から29ページ、整理番号30番までです。整理番号1番から12番、14番については貸借に係る案件、整理番号15番から17番は所有権移転に係る案件、18番から30番については農地中間管理機構に貸し付ける案件で配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは、別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第69号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から12番、14番について、ご質疑ありませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 2番の5畝で3万円と極端に高いとあるんですけど、どんなですか。（発言する者あり）逆に1万円ぐらいで、5畝で3万円とえらい高かかなと。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明できますか。（発言する者あり）

ありがとうございます。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号15番から17番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号18番か

ら30番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、鶴崎委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退出をお願いします。

〔12番 鶴崎委員 退室〕

○議長（馬場 保君） お諮りします。議案第69号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、鶴崎委員の入室を求めます。

〔12番 鶴崎委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第6、議案第70号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書30ページを御覧ください。

〔議案第70号の朗読〕

議案書31ページ、整理番号1番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第70号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第70号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第7、議案第71号、土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。事務局、

議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 32 ページを御覧ください。

〔議案第 71 号の朗読〕

議案書は 33 ページから、資料は別添 4 を御覧ください。今回協議に上がっている県営農村地域防災減災事業の防災重点農業用ため池緊急整備事業は、国見町の山ノ上ため池と吾妻町の阿母山ため池が対象です。老朽化により堤の中に泥がたまっているため改修を行い、洪水調整機能と安全性の向上を目的としています。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9 番 徳永 玉義君） 議席番号 9 番、東部調査会長の徳永です。

土地改良事業に参加する資格について、東部調査会から説明いたします。

本案件は、山ノ上ため池の整備事業に伴い、事業同意者が土地改良法第 3 条に規定する資格を有するものである証明を行うものです。同意者は、土地改良法第 3 条第 1 項第 1 号及び 2 号に該当することを東部調査会では判断いたしました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

続きまして、中部調査会長から説明をお願いいたします。

○委員（1 番 松尾 茂敏君） 議席番号 1 番、中部調査会長の松尾です。土地改良事業に参加する資格について、中部調査会から説明します。

本案件は、阿母山ため池の整備事業に伴うもので、同意者は土地改良法第 3 条第 1 項第 1 号及び 2 号に該当すると中部調査会では判断しました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 71 号、土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第 8、報告第 13 号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 40 ページを御覧ください。

〔報告第13号の朗読〕

○事務局（藤吉 文女君） 保有者から申出があったため、地元農業委員に確認していただき、B分類となったものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第13号について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告第13号を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。

午後3時35分休憩

.....
午後3時45分再開

○議長（馬場 保君） 各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

それでは、早速本日の協議に入ります。

農地等の利用の最適化に関する指針（案）について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 配付しております資料のホッチキス帯の雲仙市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について説明します。

先ほど農地利用最適化推進委員の定例会議を開いたんですけれども、その中でこの指針の数字の変更がありましたので、推進委員の皆さんに承認を頂いたところです。

変更したところは、各ページの表がついているんですけれども、その現状、2段目の現状の数字ですね、これが令和2年度末の数字になっておりましたので、令和3年度の数字に変更して承認を頂いております。

それと、日付についてですけれども、最適化交付金の申請の措置等になりますので、2月1日付で承認を頂いておりますので、申し込みます。

この指針については以上です。

○議長（馬場 保君） ただいまの説明に対して意見、質問などありましたら挙手の上、発言をお願い

します。

○委員（14番 東 康敬君） 説明を繰り返してください。分らんですから。

○議長（馬場 保君） 事務局、お願いします。

○事務局（酒井 伸也君） この指針、変更したところですね。この表があるんですけども、この1枚目と2枚目と3枚目の表で、ここの現状というところがあると思うんですけども、ここの管内農地面積とか実績が令和3年度末の数値が確定したことによって、その数字に変更しております。

あと、この遊休農地の面積とか……最初の指針も承認を頂いたというか、決めてもらったのが去年の8月の推進委員さんの定期会議ですね。で、承認をもらっているんですけども、それから1年たっているんで、最初つくったときの数値から1年たっているんで、その現状のところを、また1年後の数値に実績として変更をしたということになります。

○委員（14番 東 康敬君） 4年に変更したわけだ。

○事務局（酒井 伸也君） はい。

○委員（16番 笠原 勝君） 分かりました。（笑声）

○事務局（酒井 伸也君） 農地最適化の給付の申請のために、農地最適化交付金というのが毎年、委員の皆さんに配分する交付金があるんですけども、その申請のための算定資料になるので、それにその実績に合わせて集積変更をする必要があるもんですから、今回、さっきの推進委員さんの会議の中で承認をもらったので、農業委員さんにも報告ということではしているところです。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑等ございませんか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 目標がさ、0%になっている、支援するんですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 遊休農地の段だと思うんですけども、この年度に発生した遊休農地についてはゼロ、全部解消するという目標で、0%になっていると思うんです。

○委員（14番 東 康敬君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑、質問等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次の標準小作料の算定に係る米価の判断について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 標準小作料の算定に係る米販売価格決定資料というA4の横書きの表を見てください。

この資料の平成30年産から令和4年産までのJA島原雲仙西部基幹営農センター、農林水産省及び雲仙市農業委員会の決定価格の推移を示しております。なお、銘柄はヒノヒカリ60キロ当たりの価格となっております。

令和4年産においては、仮渡金が令和3年産と比較し1等から3等までいずれも1,200円の減額となっており、1等の生産額においては令和3年度より1,200円減額の予想になると伺っております。

なお、農業委員会の決定価格は一番下の段に記載しております。これらの資料をもとに、令和4年産の農業委員会の決定価格を決めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して意見、質問などありましたら挙手の上、発言をお願いします。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そやけ、去年からすりゃ1,200円減つとるけんさ、農業委員会は1,000円くらい減らさなんだな。

○委員（4番 池田 兼三君） 1,000円から500円で1万2,500円ぐらい。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 1万2,000円にしとき。（笑声）1万2,000円ぐらいでよかつちやない。30キロ、6,000何ぼ。

○議長（馬場 保君） 今、森崎委員のほうから1万2,000円、そして池田委員のほうから1万2,500円という案が出ておりますけども、皆様方はどういう考え持っておられますか。ほかにご意見がありますか。

草野委員、何かございませんか。（発言する者あり）

○委員（7番 草野 英治君） いや、米価格は何のために、米価格はしてあるかいという、原価。ほいで畑ば借りとするもんが、そこで作業で言うとされるんでしょうけど、今米ば1俵で、もし買うんやったら1俵で60キロで買い取ってしたときに、下がったけん、ここ下げてくれるんですかと目安というかなるといふんで。何で決めらすのかなというような質疑。

○委員（14番 東 康敬君） 年月と小作料で決めとるじゃろう。

○委員（7番 草野 英治君） もうこういうのが下がったけん、今年はどういうふうに下げてくれるでいいかですね。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） ただ契約内容に、その年の米の値段でというのがうたってあれば、毎年変わつとるですね。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 徳永委員何かご意見ございませんか。

○委員（9番 徳永 玉義君） 種代、以前から、昔からというか、1反米2俵とかで決めよらしたですね、個人的にはですね。だからその価格が出てきますので、やっぱり、その貸借の金額を出していかんと思いますからね、米2俵分くらいの値段でやっぱり一旦決めんにやいかんのじゃないかなと思いますけどね、金額的には、そうすれば大分安くなるんですたいね、金額で言いよれば、5,000円と言えれば1万円だもん。2万円で、一旦2万円でほんなら、田んぼ貸さるとかでなるわけですよ。

米1俵分、2俵分と言ひよらしたから。

だから、そこについても考えてしちよかんと、農業委員はそういうふうになくしてくるとねと、なると思うたんですたいね。

○委員（14番 東 康敬君） もうしかし、瑞穂の場合は誰か作るのおらんかというような話になって、何人か見つけるけど、まあ逆に1袋くらいなら作ろうという案があるわけ。あと2袋くらいなら、俺は作らんと言う。だからもう、借り手と貸し手の相談の中で、それで貸し手のほうが、米60キロ、米50キロ、いや30キロでよかですよとて、借り手がそれでよかてなる。60キロ欲しかったって言うたちや、借り手がおらんのやったら一緒やけんですよ、おらんとですよ。実際的に、そのときの貸す人と借りる人の条件次第と思うんですよね。ここを値段を決めるのは目安、大体の。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 1万2,000円が一番妥当な金額と思うけどね。

○議長（馬場 保君） 今、森崎委員のほうから1万2,000円ぐらいで言われているんですけど、この線でいかがでしょうか。

○委員（9番 徳永 玉義君） 1万2,000円くらいしちよかんにやいかんでしょうね。

○議長（馬場 保君） それでは、1万2,000円ということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご意見がないようですので、次に意見書について事務局の説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 今年度の令和4年度の雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書です。

例年、この時期に農業委員会からの意見書として市長のほうに提出する意見書の取りまとめということでやっております。

1枚めくってもらって1ページですね。ウクライナの情勢などをちょっと書いております。農業委員会等に関する法律の第38条第1項の規定によって意見を提出しますということで書いております。日付は今日の日付をとりあえず入れております。

2ページ目ですね。今年度の意見としまして、1番が肥料や資材、飼料高騰に対する支援ということで、ちょっと読み上げてみたいと思います。

中国の輸出規制をはじめ、ロシアのウクライナ侵攻、円安の進行など世界情勢の変化により肥料や燃油、家畜飼料等の資材価格が著しく高騰している。近年類を見ない大幅な上昇率で、今後も先行きが不透明な状況であることから、農業経営の影響は甚大であるため、価格上昇分の補填などを直接農業者へ給付する支援策を講じること。既に国や県、市町においても緊急対策を行っているが、価格下落の先行きが不透明な状況にあるため、やむなく農業を廃止するような動きも懸念されることから、価格上昇分の補填など、直接農業者へ給付するような農業者にとって実効性のある支援策を市担当部

局の総力を注ぎ込んで、県、国へ予算の確保、要望することとしております。

2つ目に、昨年度も書いて意見書で提出はしておったんですけども、労働力不足の解消ということで今年も上げております。去年の回答があまりいい回答じゃなかった点もありまして、またアンケート調査でも労働力の不足は問題になっているということで、2つ目に上げております。

途中からなんですけれども、去年の回答にあったように、一日農業バイト、雲仙市地域づくり事業協同組合の活用というのが回答にありました。その活用は労働力不足の解消を行っていくには有効的な仕組みだと農業委員会でも考えているところでもありますけれども、その実績等については、情報が全然、農業委員会等には来ておりません。また現状での実績あたりも報告がないようなので、その報告を要望しますということで上げております。

あと、恐らく実績等がないんじゃないかなという点も懸念されるために、それにふさわしい実績等がなければ、それについての問題点とか課題等の報告を要望して、3ページ目ですね。問題解決について、農業委員会でも一緒に取り組んでいけたらということで意見書に書き入れております。

今年が一番目的が3ページ目の3番ですね。市単独事業の農地保全事業についてということで書いておりますけれども、市単独事業の農地保全事業というのがあります。農地を寄附の形、収容する形で材料代が100%新規の道路を造るという、そういう事業があるとですけども、ちょっと中身を読みます。

農地保全の充実を図る事業として、農家からすると大変役立っている事業と考えております。しかしながら、近年採択はされたものの完成には数年かかり、緊急性や必要性が申請者側からすると薄れてきた時期にようやく完成するという状況になっていることが推測できます。限られた予算の中で数多くの申請件数に対応しなければならないことは重々承知しているわけはございますが、その限られた予算の中で、どうやったら公平に採用され工事着工が速やかになされ完成までできるのかという考えをもって事業遂行をしてもらわなければならないと考えております。そこで次のとおり要望いたします。

今の状況をつくり出したのは、採択基準等の見直しもせず予算だけを積み増してきたことが最大の原因だと考えることから、令和5年度より採択要件等の見直しも含め大幅な改革をし、限られた予算の中で公平にできるだけ多くの要望に応えるにはどうすればいいか、担当部署以外の意見も参考に聞きながら、よりよい意見を採用し見直すことを要望します。議会等での一般質問においても採択については様々な疑問点があり、相談等も数多く寄せられている現状も踏まえ、よりよい変更等を行い、使い勝手のいい事業となるよう期待を込めて要望いたしますという内容にしております。

あと4番目は、昨年度と同様に、この意見書に対する取組の途中経過とか進捗状況あたりを担当部局から総会あたりに来て報告をしてもらうように情報共有の徹底ということで要望を上げております。

これがまだ一応事務局でつくった案ですので、今日家に持って帰られて、今年最後の調査会までに

こういう文言を入れてほしいとか、ここはこんなふうに変えたほうがいいんじゃないかという農業委員さんたちの意見を求めますので、最後の調査会までに調査会の場所でも構いませんので、よく読まれて、ここをこんなふうに変えてほしいとかというのを事務局のほうに伝えてもらえればと思います。提出を1月中に考えておりますので、1月の総会でそこら辺を書き直したり書き足したりして承認をもらいたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ちょっと、この3番に対して、これが各町で点数制になるもんやけんさ、そうしたらやっぱり農家をぴしゃっとしとくとこなんかは点数が上がるわけさ。小浜なんかはいつも落ちとさ、そやけ何もかんも出すけんか、もう全然小浜なんか通らんとさ。そやけん、個々の農家に対してくれればよかったけど、点数制で各町で割るもんやけ、必ず落ちとさ。各農家に対して点数制にしてほしいなと思ってた。

○事務局長（増富 浩彦君） ちょっと後で詳しく説明を出してもらって、それを書き入れるようにします。

○議長（馬場 保君） ほかに何かございませんか。

○委員（4番 池田 兼三君） 森崎さん、その点数制というのはどうなるんですか。各町での点数制。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この申請したときにさ、点数制に各町で割ってしまうとさ、市が。それで点数の高いほうから補助ば出すとさ、市の毎年のこと、おいたちは毎年来よっけん知とととさ、その申請に。そうすればいっちょん小浜の方は上がらんとよ。

○委員（4番 池田 兼三君） 何か1年に1回ぐらい採択されて、でも予算が例えば100万ぐらいしか使わんからでしょ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、点数の高いほうから来ると。各町に。

○委員（4番 池田 兼三君） その点のつけ方がどういうふうにつけ方されているのか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、それは点数は分かるとさ。何ばよかにしようか。それが細かいもん1点しかつけんとさ。こんな太かとは10点でもらったけどさ。点数でそれは平均で割ってくるもんやけん、太か農家がようけ出してくれれば上がったけどさ、細かもんばつかし出してるけどさ、一定の……

○委員（14番 東 康敬君） 面積出ているんですか、今のところは。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 予算が分からん、1年、1年違う。

○事務局長（増富 浩彦君） 予算はですね、9,000万、約1億弱になっております。令和3年度です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それで太かところが取ればもう、細んかとこさ回ってこん。

○委員（14番 東 康敬君） 今、条件的には1か所で100万の頭の人が、まだそれあるわけ。

○事務局長（増富 浩彦君） いや、それはないと思いますよ。大体200万ぐらいの工事は、上限200万ぐらいで切っているみたいですね。

○委員（14番 東 康敬君） それになるわけ。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。単年度で工事費200万。1工事当たりです。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） この件につきましては、調査会までのうちにある程度まとめていただければと思いますので、今日はこの付近でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにないようですので、その他に移りますが、事務局または皆さんから何かございますか。林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） ちょっと時間を頂いて、皆さんに報告を一つしておきたいと思いますけど。

令和2年度に行われました農業委員会による婚活のときに、5組カップリングで成立したわけですが、そのうちの1組は早く入籍されたんですけど、5組のうちのもう1組が無事入籍ができたという報告を聞きましたので、皆様にうれしい報告をお知らせしておきたいと。

○議長（馬場 保君） 私のほうからも一点報告をしておきます。農業委員会を代表しまして、この間から東京に大会、年金セミナーと翌日が全国農業委員会会長代表者会というのに出席してきました。

以上、報告しておきます。それでは、これもちまして、農政推進に関わる協議を終了します。委員の皆様、お疲れでございました。

午後4時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月 5日

議 長

署名委員

署名委員